※平成31年3月27日改定反映 (1)正社員転換等について			
		労働者の正社員転換等	
取組	取組内容	現時点までの実績	
70/21	もに、正社員就職に向けた担当者制等による求職者の希望や経験等踏まえたきめ細やかな相談支援を通じたマッチン	〇ハローワークが主体的に運営を行い開催する正社員求人を対象としたミニ面接会等、正社員求人に対する充足サービスの充実を図り求人者に対して正社員求人提出のメリットのアピールを図った。	
ハローワークにお ける正社員就 職の実現		○全国に比べ常に常に4%以上低い「新規求人数(常用)の占める正社員求人割合」を意識し、正社員求人割合の向上に向けた取組を図った。 平成30年度 新規求人数(常用)に占める正社員求人割合 45.7%(前年比1.3P増) (平成31年4月~令和元年9月 新規求人数(常用)に占める正社員求人割合46.3%(前年同期比0.3P増))	
		○正社員就職希望者はもちろん、若年求職者のうち非正規雇用在職者等については、求職担当制による取組を基本に積極的に求職者の状況に応じた就職支援を行った。 平成30年度 正社員就職件数14,949(前年比5.0%減) (平成31年4月~令和元年9月 正社員就職件数6,941(前年同期比9.9%減))	
改正職業安定 法の円滑な施 行	民間の職業紹介事業者を含めた雇用仲介事業について、より利用者の立場に立った適切なマッチングが実現されるよう、第193回通常国会で成立した改正職業安定法においては、職業紹介事業の機能強化や求人情報等の適正化等を盛り込んでいるところであり、引き続き、改正内容の周知徹底及び円滑な施行に取り組む。	○職業紹介事業所への訪問指導の際に、求職者・求人者が適切に職業紹介事業者の選択ができるよう職業紹介実績等に関する情報提供が義務付けられていることを周知し、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」への情報提供を行っていない事業者に対する指導に努めた。また、労働条件の明示に係る改正点やその他改正となった内容について周知するとともに、違反事項については厳正な指導に努めた。  ○求人情報サイトの運営や求人情報誌を発行する募集情報等提供事業者への	
	キャリアアップ助成金の活用促進により非正規雇用労働者	訪問指導の際に、法改正により当該事業者に求められる取組が適切に行われるよう周知・啓発を行った。  ○派遣労働者をはじめとした、非正規雇用労働者等の正社員転換、待遇改善を	
キャリアアップ助 成金の活用促 進		推し進めるために、キャリアアップ助成金の活用促進を図った。具体的には、不本意ながら非正規雇用労働者である者の正規雇用労働者等への転換、処遇改善等、企業内でのキャリアアップを促進するために、事業主が参集する各種説明会、個別事業所への訪問により、キャリアアップ助成金制度の説明及びリーフレットにより周知を図った。	
		○説明に当たっては、助成措置を活用する上で配慮することが望ましい事項として、 事業所に「キャリアアップ計画」の作成による管理体制の整備、計画的なキャリアアップの取組の推進等、ガイドラインに沿った事項と併せ、労働法令及び社会保険関係の法令順守の徹底についても周知を図り、適正な運用による活用促進に努めた。 なお、キャリアアップ計画届の認定件数は、平成30年度395件(同一事業所で複数コースの計画がある場合も1件カウント)。	
業界団体等への要請		○長野労働局の幹部職員が経済団体等を訪問した際、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に向けた取組の要請を行った。また、公共職業安定所においては、幹部職員が経済団体や事業所を訪問した際、トライアル雇用奨励金の活用、正社員求人の提出、キャリアアップ助成金を利用した非正規から正社員への転換促進等の要請を行った。	
公的職業訓練 等の実施	就業経験等に応じた公的職業訓練や地域のニーズに応じた成長分野で求められる人材育成の推進に取り組んでいく。	○長野県職業訓練実施計画では、求職者支援訓練実践コース、地域ニーズ枠として、学校卒業後に不安定就労を繰り返し、安定就労に必要な能力基盤が弱い等の若年就職者を対象として、訓練施設内での訓練と企業実習を組み合わせた「営業・販売・事務分野(若年者対応)」とした訓練を設定。 平成30年度は、定員数30人の認定を計画したが、実際に認定となった定員数は27人(認定数2コース)で、12人が受講。 (令和元年度は、定員数30人の認定を計画。)	
	ける正 () で () で	取組 取組内容  「ルローワークにおいて、正社員求人を積極的に確保するともに、正社員就職に向けた担当者制等による求職者の希望 経験等踏まえたきめ細かかな相談を援を通じたですチング強化など、利用者それぞれの状況に対応したきめ細かな就職支援を行う。  「こまり利用者でので成立した近切なマッチングが実現されるよう。第193回通常国会で成立した近職業安定 化等を盛り込んでいるところであり、引き続き、改正内容の周知徹底及び円滑な施行に取り組む。  「本ヤリアアップ助成金の活用促進により非正規雇用労働者の正社員転換で図る。その際、「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」に沿って、実効性が高まるよう制度の周知等を積極的に行う。  「表野労働局において、幹部職員が経済団体等を訪問し要請を行う。また、ハローワークにおいても、幹部職員が、地域の経済団体等への訪問による要請を行うはか、ルローワークの窓口業務における取組の働きかけを行う。  「成長分野で求められる人材育成の推進に取り組んでいて、成長分野で求められる人材育成の推進に取り組んでいて、なり職業訓練	

		ア 若者等	に係る取組
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	若者雇用促進 法の円滑な施 行	促進法」という。)に基づき、①新卒者の募集を行う企業の	
2	新卒者等の正 社員就職の実 現	学段階からの就職に向けたセミナー、職場見学・体験等を 通じ、就職への意欲喚起・維持を含めた新規学卒者等の	〇未内定者に対しては「長野版 未内定就活生への集中支援2019」を平成31年1月~3月に、未就職卒業生に対しては「長野版 未就職卒業生への集中支援2019」を平成31年4月~令和元年6月に実施し、求人情報の提供、個別求人開拓、模擬面接等を行い「就職をあきらめさせない」支援をした。長野新卒応援ノローワーク正社員就職実績中学 (新卒):55名 (既卒)0名 高校 (新卒):55名 (既卒)29名 大学等 (新卒):460名 (既卒)72名 松本新卒応援ノローワーク正社員就職実績中学 (新卒):0名 (既卒)1名 高校 (新卒):63名 (既卒)1名 高校 (新卒):63名 (既卒)73名
3	フリーター等に対 する支援	労者も含む。) の正社員転換を促進するため、引き続き、 わかもの支援コーナー (窓口) 等において担当者制による	
4	ニートやひきごも りの方に対する 支援		○サポートステーション、地域における若者支援機関等と連携して事業の円滑な推
5	ひとり親家庭の親に対する支援	経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について自立を促進するため、「出張ハローワーク!ひとり親全カサポートキャンペーン」として、児童扶養手当の現況届けを提出する8月に地方公共団体への臨時窓口を設置する。すでにハローワークの常設窓口が設置されている長野市においては、常設窓口への誘導等を強化する。また、ハローワーク長野・松本・上田・飯田のマザーズコーナーにおいて、地方公共団体やひとり親支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援等により取組を強化する。さらに、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用助成金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能としており、その活用を促進する。また、キャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。	進に努めた。  ②児童扶養手当受給者の就労自立の促進のために、毎月8月に受給者が現況信を自治体に提出するために来庁するのに併せ、臨時職業相談窓口の設置及びハローワークマザーズコーナー等ひとり親担当窓口への誘導を図るため、「出張ハローワーク! ひとり親全カサポートキャンペーン」を実施し、各ハローワークにおいて、自治体に対し、臨時職業相談窓口の開設に係る協力依頼及びキャンペーンチラシの現況届用紙の送付時に同封を依頼した。なお実施状況は、臨時職業相談窓口の開設…平成30年度16自治体(令和元年度17自治体)郵送によるチラシの同封協力…平成30年度29自治体(令和元年度33自治体)  ○長野市に設置している常設窓口においては、毎月ハローワーク長野と長野市による連絡会議等を通じ、運営状況の共有、課題解決等を図り、支援対象者の誘導促進に努めた結果、平成30年度…支援対象者数238人のうち、ひとり親68人、就職者数134人のうち、ひとり親29人。(令和元年9月現在…支援対象者数130人のうち、ひとり親50人、就職者数76人のうち、ひとり親21人。)
			○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部が長野と松本の両ポリテクセンターで実施する施設内訓練については、全てのコースで託児サービスが用可となっており、求職者支援訓練についても、平成30年度は全73コースのうち5コースで託児サービス付訓練を設定。 長野県の実施する委託訓練については、平成30年度は全80コースのうち24コースで託児サービス付訓練を設定。 、令和元年度は、前年並みの託児サービス付訓練を設定できる見込み。

6	若者の職業能力開発の推進	して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期間の訓練課程の訓練等を実施するとともに、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練(雇用した従業員を対象とした、企業内での実習(OJT)と教育訓練機関等での座学等(Off-JT)を組み合わせた実践的訓練)を推進する。 また、職業人生の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供する、セルフ・キャリアドックの導入を促進し、従業員の主体的なキャリア形成を支援するとともに、IT分野等における人材育成の強化に取り組む。さらに、職業能力の「見える化」を促進するために整備される、対	※ジョブカードを活用した有期実習型訓練の終了者数 平成30年度…1件、うち正規雇用転換1件(訓練室分のみ、対策課分追加 要) (令和元年度…18件、うち正規雇用転換11件) ○セルフ・キャリアドックの導入、社内検定制度の普及にあたっては、職業能力開発 センターと連携のうえ、若年者を含め企業全体における人材育成の重要性を周知、 助成金の活用と併せて制度導入の促進を図った。 ※人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金)における実績
7	地方就職の促進と地方の良質な雇用機会とのマッチングの強化	して位置づけられるよう、地方公共団体と連携して地方就職希望者を掘り起こすとともに、「若者雇用促進総合サイト」にて、全国のユースエール認定企業をはじめ地方の魅力ある企業の職場情報を入手できるポータルサイトの利用について周知・広報する。 また、長野県移住・交流センターにおいて、一体的実施事	○長野県移住・交流センターでは、就職支援ナビゲーターが「長野県内市町村別 移住支援制度一覧表」を活用し職業相談を行うとともに、県の移住推進員と連携
8	就職氷河期世 代等に対する支 援	いわゆる就職氷河期世代(平成5年か6平成16年頃に学校卒業期を迎えた世代)を含む長期不安定雇用者(概ね45歳未満)に対し、安定した就職が実現されるよう、わかものハローワーク等における個別支援、職業訓練の活用促進など一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援や職業的自立の促進を強化する。	〇わかもの支援コーナー、わかもの支援窓口等において、一人ひとりのニーズ・課題に 応じた個別支援、職業訓練への誘導強化を実施した。

	②対象者別の正社員転換等		
		イ 派遣労働	p者に係る取組
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1		労働者派遣で働く方が正社員になる道を開いていくためには、その職業能力を高めていくことや、正社員としての就業機会を提供していくこと等に取り組むことが重要である。このため、平成27年改正労働者派遣法においては、派遣元に対して、計画的な教育訓練や希望者へのキャリアコンサルテイングを義務付けるとともに、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用安定措置を講ずることを派遣元の責務とすることや、正社員の募集情報提供義務を派遣先に課すことなどが盛り込まれているところであり、その円滑な施行に取り組む。その際雇用安定措置の実施に当たっては、労働者派遣事業の許可の取消しも含めた厳正な指導により3年見込みの派遣労働者に係る義務の履行を確保するだけでなく、1年以上の雇用契約を結んだ派遣労働者に係る努力義務についても周知徹底し、適正な運用を促す。また、経過措置により改正前の法律が適用されている、いわゆる専門26業務で働く派遣労働者についても、不安定な雇用に陥ることのないよう、長野労働局に設置した相談窓口において派遣労働者からの相談対応を行う。さらに、平成24年改正労働者派遣法に基づき平成27年10月1日から施行された「労働契約申込みみなし制度」を円滑に施行し、派遣労働者の雇用の安定を確保しつつ違法派遣を是正することにより、労働者保護を図る。	○平成27年の改正労働者派遣法において、派遣元に義務付けられた派遣労働者に対する「キャリアアップ措置」や「雇用安定措置」等が適切に履行されるよう、派遣元事業主に対する訪問指導の際に周知・指導を徹底した。また、派遣元、派遣先等業主を対象にセミナーを開催し、労働者派遣法に基づき派遣元・派遣先が講ずべき措置等について周知・啓発を行った。労働者派遣制度見直しに係る特別相談窓口の設置を継続し、派遣労働者、派遣元、派遣先事業主からの相談対応に努めている。  ○派遣元、派遣先に対するセミナーの実施状况派遣元事業主対象 平成30年11月~12月4会場で実施(出席272事業所411人)(令和元年8月~9月4会場で実施(出席274事業所443人))派遣先事業主対象 平成30年7月4会場で実施(出席372事業所470人)

2	その他	手続の簡素化による紹介予定派遣の活用の推進や、派遣先が派遣労働者を正社員として直接雇用する場合のキャリアアップ助成金の活用促進等を行う。また、派遣期間終了後に派遣先が派遣労働者を直接雇用する場合の紛争防止措置(派遣先が事前に派遣元に通知することや、職業紹介により紹介手数料を支払うこと等)を派遣契約において定める義務について、周知・啓発を行う。 さらに、経過措置期間中の派遣労働者に係る改正前の「労働契約申込み義務制度」の適切な適用に向けた指導を行う。	○キャリアアップ助成金の活用促進を図るため、派遣先対象のセミナーにおいて働き方改革を進める企業への支援対策の一部としてキャリアアップ助成金制度の周知と活用を促した。また、派遣元、派遣先に対する定期指導やセミナーにおいて、派遣契約締結の際は、派遣先が派遣労働者を直接雇用する場合の紛争防止措置に関する事項を定めるよう周知啓発を行った。
---	-----	--	--

	②対象者別の正社員転換等 ウ 有期契約労働者に係る取組		
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	7117437 2 1207 C-1-2	働基準監督署・ハローワークの窓口における周知や、無期	
2	雇止め法理の周知等	雇止め法理について、長野労働局・労働基準監督署等 の窓口を通じて、周知徹底を図る。	○雇止め法理について、無期労働契約への転換ルールの周知と併せ、長野労働局及び労働基準監督署等の窓口を通じて周知徹底を図った。
3	高齢の有期契 約労働者の無 期転換の促進		○高年齢者の雇用の安定を図ることを目的として、50歳以上かつ定年年齢未満の 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させるよう、65歳超雇用推進助成金 の高年齢者無期雇用転換コースを所掌する(独)高齢・障害・求職者雇用支援 機構長野支部と連携して、周知、活用促進を図った。 平成30年度・・計画認定 2件 支給決定 6件
4	キャリアアップ助 成金の活用促 進	キャリアアップ助成金の活用を促進し、有期雇用労働者の 正規雇用労働者等への転換を図る。	○有期契約労働者等の雇用の安定や処遇の改善により、その意欲と能力の更なる向上等の実現につなげるべく、有期労働契約から正規雇用・無期労働契約への転換、無期労働契約から正規雇用への転換を進めることについて周知、活用促進を図った。 ※キャリアアップ助成金の活用により、正規雇用等への転換数 平成30年度…有期→正規822件、有期→無期38件、無期→正規102件

	②対象者別の正社員転換等 エ 短時間労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績	
1	正社員転換推進措置の好事	る各事業所における正社員転換推進措置によって、短時間		

	②対象者別の正社員転換等			
	オ 地域における正社員転換等の取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績	

_	地域における正 社員転換等の 取組	に取り組むようになった場合は、地域における良質な雇用機会の創出・確保に向けた取組を促進する。	○雇用促進税制は、平成28年度か6地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数を基準とした制度に改正され、長野県内では上田地域(上田市、東御市、青木村、長和町)が対象地域となる。平成30年度の実績は、雇用促進計画の受付件数(法人)が85件、労働者の目標増加数が543人で、当該計画を基にした実際の結果については、平成30年4月~8月までの達成状況の提出件数(法人)が10件、無期雇用かつフルタイムの条件を満たす新規雇用労働者数が63人となっている。なお、平成30年度税制改正により同意雇用開発促進地域を対象とした雇用促進税制については、平成29年度(法人の場合は平成30年3月31までの開始する事業年度)をもって終了いたしました。	
			〇地域活性化雇用創造プロジェクトについては、長野県に対して、事業に関する情報提供や応募の働きかけを行っているが、現状は応募の意向がないことを確認している。	

	③「多様な正社員」の推進		
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	短時間正社員 制度導入支援 マニュアルの普及 等		○厚生労働省において作成した業種別(小売業・飲食業・製造業・金融業)の 「多様な正社員」及び「無期転換」等に関するモデル就業規則を周知するとともに、 「多様な正社員」及び「無期転換」の導入を検討している中小企業に対して、働き 方・休み方改善コンサルタントが労働時間等の設定の改善と併せてコンサルティング を実施した。
2	キャリアアップ助成金の活用促進	いう選択肢をとることができる環境整備が行われるよう、引き	○有期契約労働者等の正規雇用労働者等への転換を図るに当たっては、正規雇用労働者の働き方について、労働時間や休暇、転勤、職務の範囲などに関する労働者の希望等に配慮することは、正規雇用転換を円滑化する上でも有意義であることについて周知し、活用促進を図った。 ※キャリアアップ助成金正社員化コース(多様な正社員)活用による、正規雇用等への転換数 平成30年度 勤務地限定…66件 職務限定…0件 短時間…6件
3	好事例の収集 等		〇長野労働局HPトップページに「多様な人材育成で輝く企業応援サイト」のパナーを設け周知するとともに、説明会等で周知。活用促進することのより「多様な正社員」の普及・拡大を図った。

	(2)待遇改善について			
	①非正規雇用労働者共通の待遇改善			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績	
1	賃金の推進策	雇用形態に関わらない公正な待遇を確保するため、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止や労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等を内容とする働き方改革関連法が、平成30年7月に公布された。中小企業等を含め、企業活動に与える影響が大きいため、円滑な施行に向けて丁寧な周知・説明等を行う。	○平成30年7月に交付された働き方改革関連法については、円滑な施行に向け、中小企業・小規模事業者をはじめとした県内事業主に対して、改正法の内容を適切に理解されるよう、県内4か所において「働き方改革セミナー」を開催した。 ○中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業として、長野県働き方改革推進支援センターを長野県中小企業団体中央会に委託、専門家よる電話・窓口相談に対応した。	
2	最低賃金、賃金の引上げについて	業・小規模事業者の生産性向上等のための支援を図るとともに、企業収益を踏まえた賃金の引上げに向けた働きかけや必要な環境整備を行っていく。	○最低賃金の周知広報については、最低賃金が改正された段階において、県市町村、各地区商工会議所、商工会、各経済団体、求人誌、交通機関、報道機関等へパンフレット、ポスター等を送付し、幅広い周知広報を行った。特に非正規雇用労働者を対象とした周知広報については、労働者派遣元事業所440社(令和元年度457社)及び民間職業紹介事業所239社(令和元年度261社)に対し、個別にパンレットを送付し周知を行い、求人雑誌へ最低賃金の記事掲載を依頼すること等により、幅広い周知広報を実施した。また、監督指導等を通じて、最低賃金額の遵守等についても指導した。 ○事業場内最低賃金を引き上げるための業務改善助成金活用実績(平成30年度) ・交付申請件数・・・35件(令和元年度上半期14件) ・交付決定件数・・・34件(令和元年度上半期2件)	

3	待遇改善・職業能力開発の推進	や、中長期的なキャリア形成を支援する教育訓練給付制度、人材開発支援助成金の特別育成訓練コースの活用促進による待遇改善・職業能力開発の推進を進める。	○有期契約労働者等の賃金等処遇改善、より良い健康管理を行えるよう、法律 上義務付けられている健康診断以外の一定の制度の実施及び短時間労働者に係 る賃金引き上げ、所定労働時間の増加により、社会保険が適用され、正規雇用労 働者に近い働き方が可能となるよう、制度を整備することについて周知し、活用促進 を図った。 ※キャリアアップ助成金 人材育成及び処遇改善関係コースの活用実績(平成30 年度支給決定分) ・人材育成…113件 ・賃金規程等改定…4件 ・健康診断制度…7件 ・賃金規定等共通化…0件 ・諸手当制度共通化…1件 ・短時間労働者労働時間延長…13件
4		非正規雇用労働者が育児休業や介護休業を取得し、継続就業しやすくするため、有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和等を内容とする改正育児・介護休業法の周知及び着実な施行を図る。さらに、育児休業中の代替要員の確保等に取り組む中小企業事業主や、育休復帰支援・介護支援ブランに基づき、円滑な休業の取得・職場復帰に取り組む中小企業事業主に対して、助成金を支給することにより、その取組を支援する。	○非正規雇用労働者について、法に定める一定の要件を満たした場合、育児・介 護休業の対象となることについて、平成29年1月1日からの法改正による要件 緩和も含めて事業所に訪問等を行い、周知徹底を図るとともに法違反が認められた 事業主に対して指導等を行った。
5	妊娠・出産・育 児休業等を理 由とする不利益 取扱いの禁止に ついて		○妊娠・出産・育児休業等理由とする不利益取扱い並びにセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、事業所に訪問等を行い、周知徹底を図るとともに、法違反が認められた事業主に対して指導等を行った。
6	職場のハラスメン ト防止対策の強 化	パワーハラスメント防止対策の法制化やセクシュアルハラスメ	○職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成を図るため、 相談対応、説明会等でポータルサイト「あかるい職場応援団」等を活用した周知啓 発を行うとともに、業界団体等の研修の場において「パワーハラスメント対策導入マ ニュアル」を活用して労使の取組みを促進した。
7	労働条件の確 保・改善対策の 推進	非正規雇用労働者の労働条件の確保及び改善に関し、中小企業等の事業場が労働時間に関する法制度等を理解した上で、長時間労働の削減等に取り組むことを促すため、引き続き、労働基準監督署に設置した「労働時間相談・支援コーナー」でのきめ細やかな相談・支援等を行う。	○平成29年度から非正規雇用労働条件改善指導員は配置されていない。
8	雇用管理改善 等による人材確 保支援、「魅力 ある職場づくり」 の推進	野を対象とした重点的マッチング支援を実施する。また、雇	
9	労働保険の適用の推進	労働保険未手続事業者に対する対策を引き続き推進する。	平成27年度から第4次労働保険未手続一掃適用促進3か年計画による事業実施、平成28年度の「行政改革推進会議」の指摘を契機に平成29年度より新規第5次3か年計画を策定事業実施している。未手続事業所の成立数は平成28年度768件、平成29年度808件、平成30年度776件である。29年・30年は目標未達成であり、令和元年は3か年計画の最終年でもあることから目標達成に向け受託事業者の全国労度保険事務組合連合会長野支部と連携し未手続事業の解消に努める。

_				
			中小企業退職金共済制度(独力では退職金制度を設	労働局及び各労働基準監督署・公共職業安定所にパンフレットを配置し、退職
			けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の	金制度の創設に関する事業主等からの相談の際に紹介するなど、情報提供を実施
			仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度)に	した。
			ついて、周知等を通じて制度への加入を引き続き促進する。	また、労働局雇用環境・均等室、労働基準部、職業安定部、労働保険徴収室
		中小企業退職		の連携により、労働局及び各労働基準監督署・共職業安定所が実施する、各種
	10	金共済制度へ		セミナー、説明会、指導、その他の機会における、パンフレット等の配布又は制度の
		の加入促進		説明を実施した。
				労働局ホームページに掲載する他、各種団体広報誌へ掲載を依頼して周知を実
				施した。
			1	

	②対象別の待遇改善		
			こ 係る取組
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	若者の職業能 力開発の推進 【再掲】		
2	の労働条件の	成したチラシ・冊子等を活用して学生・事業主に対する周 知・啓発など情報発信の更なる推進に取り組むとともに、学	○「アルバイトの労働条件をたしかめよう!」キャンペーンを実施し、厚生労働省で作成したチラシ・冊子等を活用して学生・事業主に対する周知・啓発など情報発信のさらなる推進に取組むとともに、学生アルバイトに関する周知・出張労働相談等を県内2つの大学で実施した。
3	学生・生徒等に 対する労働法 制の周知	るため、学生・生徒等に対する労働法制の基礎知識の付与に係る取組を進める。具体的には、「大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー」に係る委託事業の周知や参加勧奨を行い、労働条件学習クイズアプリ「R J パトロール」の提供等を内容とする労働条件ボータルサイト「確かめよう労働条件」について、引き続き、リーフレット等を活用して周	
4	若者雇用促進 法に基づ、認定 制度の推進	などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度 (ユースエール認定制度)を周知し、認定企業の増加を図	○青少年雇用情報及び若者応援宣言ふるさと企業の中からユースエール認定基準を満たしていると思われる企業をリスト化。安定所幹部職員を中心に積極的な企業訪問を実施した。認定企業は平成30年度1社となる。認定企業には報道機関を集めた認定式等を実施しユースエール認定制度を広く周知した。平成30年度の認定実績①認定年月日:平成30年6月11日認定企業名:(株)ミスズ工業(諏訪市) ○リーフレット「若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します!」を活用し、若者の採用に積極的な中小企業を中心に、求人開拓、雇用管理改善指導時に取得勧奨を行った。

		②対象別の待遇改善		
	イ 派遣労働者に係る取組			
番	号 取組	取組内容	現時点までの実績	
	均等·均衡待遇 の推進等	と派遣先の労働者の均衡待遇の確保に係る規定(均衡待遇の確保のために考慮した内容を、本人の求めに応じて説明する派遣元の義務等)の着実な施行を図り、義務違反に対しては、許可の取消しも含めて厳しく指導を行う。 第196回通常国会で成立した働き方改革関連法により、派遣元に対し、①派遣先の通常の労働者との均等・均衡		

○ LI & DII - (4\BB) +4

2	教育訓練、キャ リアコンサルティン グの実施等	設されたキャリアアップを推進するための措置(派遣労働者 に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリアコンサル ティングを実施する義務、労働者派遣事業の許可・更新要 件に「キャリア形成支援制度を有すること」の追加等)の着 実な施行を図る。	
3	児休業等を理	児休業等を理由とする不利益取扱いや妊娠・出産・育児	

	②対象別の待遇改善 ウ 短時間・有期契約労働者に係る取組		
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	パートタイム労働法等の履行確保	正規雇用労働者との「均等・均衡待遇」という考え方を事業主に浸透・定着させることが重要であり、パートタイム労働法及び労働契約法の周知、パートタイム労働法に基づく指導等により法の確実な履行確保を図る。さらに2020年4月から施行されるパートタイム・有期雇用労働法第8条(不合理な待遇の禁止)及び第9条(差別的取扱いの禁止)の趣旨及び規定内容について、事業主や労働者に対する周知等を実施することにより、法の円滑な施行を図る。	○短時間労働者の「均等・均衡待遇」を事業主に浸透・定着させるため、短時間労働者を雇用する事業主に訪問等を行い、パートタイム労働法第8条から第12条に規定された内容について説明するとともに、法違反が認められた事業主に対して指導等を行った。 ○パートタイム・有期雇用労働法の内容については、12月にガイドラインが公布されたことから、働き方改革関連法周知にあわせて事業主を中心に周知を図った。
2	雇用管理の改	雇用管理の改善に向けた企業の自主的な取組を支援・ 促進するため、働き方改革推進支援センターでの相談支援 や、パンフレット、マニュアル等の活用を図るとともに、企業の 取組の情報収集を行い、ポータルサイトを活用して総合的・ 一体的に情報提供を実施する。	○短時間労働者の雇用管理改善に向けた企業の自主的な取組みが促進されるよう、短時間労働者を雇用する事業所を訪問し、パート労働ポータルサイトのリーフレットによりパートタイム労働者活躍企業診断サイト及びパート労働者活躍企業宣言サイト等を紹介した。